

---

プロジェクト 保険契約

項目 公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」の  
コメント文案

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 7 月 28 日に公表した公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」（以下「本公開草案」という。）についてのコメント文案についてご説明することを目的としている。なお、本公開草案のコメント期限は 2021 年 9 月 27 日である。

## II. 第 465 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応

### 聞かれた意見

2. 第 465 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 13 日開催）では、事務局が作成したコメント文案に対して、主として次の 2 点について意見が聞かれた。<sup>1</sup>
  - (1) 修正提案について検討するにあたり重要なことは、本公開草案において解決しようとしている問題の重要性又は影響の大きさであると考えられる。本公開草案において解決しようとしている問題は、IFRS 第 17 号に関するこれまでの IASB の議論において既に認識されていたものであると理解している。当該議論において対応しないとしていたものを本公開草案において対応することとした理由について、本公開草案での説明は不十分ではないか。
  - (2) 本公開草案における「結論の根拠」において、本公開草案において解決しようとしている問題に関する情報を IASB が一部の企業から受け取ったという旨が記載されている。IASB における審議においては、一部の企業から受け取った問題だけでなく他に審議すべき問題がないかを広く確認するなどといったプロセスが確保されるべきであり、そのようなプロセスが確保されているということを明らかにしていくということが重要であると考えられる。

---

<sup>1</sup> その他の意見については、審議事項(2)-3「第 465 回企業会計基準委員会で聞かれた意見」を参照。

## 事務局の分析

3. ご指摘のとおり、前回の資料では一部の企業からの問題提起があったと記載しているが、原文は from some entities であり複数の企業からの問題提起があったとするほうが適切であったと考えられる。また、業界団体からの提起もあったと聞いており、特定の個社からの提起ではないと認識している。
4. 比較情報におけるミスマッチについて、2021年5月に開催されたIASBボード会議のアジェンダ・ペーパー（AP2「IFRS第17号の適用開始—比較情報の表示」）では以下のとおり記載されている。

複数の保険会社(some insurers)は、IFRS第17号の適用開始時の比較対象期間の金融資産について表示される情報の有用性について極めて懸念している。当該複数の保険会社は、そのような情報はIAS第39号の継続適用から本質的に生じる会計上のミスマッチ（すなわち、経済的ミスマッチを表さない）を含んでおり、説明するのが非常に困難であるため、誤解を招くと考えている。この中には、修正がない場合には、「実際の」比較情報を財務諸表利用者が理解する助けとするために詳細な補足情報を提供する必要があると述べた複数の保険会社が含まれていた。（AP2第14項）

5. また、適用間際に修正を行う点については、2021年5月に開催されたIASB会議においてIASBの副議長より以下の発言がなされている。

当該修正が対象としている会計上のミスマッチの問題の存在について、これまでの検討の中で認識はしていたが、問題の大きさを認識できていなかった。IFRS第17号の導入プロセスが進むにつれて、導入作業を進める企業から提供される情報はより根拠のあるものとなっている。

6. 第3項から第5項の記載を踏まえると、特定の個社から問題提起があったわけではなく、複数の企業がIFRS第17号の導入プロセスを進めるにつれて、それらの企業において比較情報のミスマッチの重要性が認識され、それをIASBも認めたことにより本公開草案が公表されたものと考えられ、コメント・レターで指摘すべきレベルのデュー・プロセス上の問題はないと考えられる。

## ディスカッション・ポイント

本資料の第2項から第6項に記載した第465回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応及びコメント文案（別紙2）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

**本公開草案の結論の根拠（抜粋）**

本論点に関する本公開草案の結論の根拠における記載は、以下のとおりである。

1. 多くの保険企業は、IFRS 第 9 号を適用して金融資産について修正再表示した比較情報を表示することを計画している。IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に提供される比較情報の有用性を改善することとなるからである。しかし、IFRS 第 9 号は適用開始日前に認識の中止が行われた金融資産には適用されない(IFRS 第 9 号の 7.2.1 項参照) ので、比較情報は IFRS 第 9 号を適用して分類した金融資産と IAS 第 39 号を適用して分類した金融資産との混合物を含むことになる。経過措置の相違はまた、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比較情報において保険契約負債と金融資産との間の会計上のミスマッチを生じさせる可能性もある。(BC4 項)
2. 最近、当審議会の一部の企業から、BC4 項に記述した一過性の問題が、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に当該企業が表示する比較情報の有用性に与えると見込まれる重大な影響に関する情報を受け取った。(BC5 項)
3. 一部の企業は、IFRS 第 9 号についての比較情報を修正再表示することを選択する企業にとっての運用上の課題も強調した。そうした課題が生じることとなるのは、IFRS 第 9 号の適用を反映するために比較情報を修正再表示することを選択する企業は、IFRS 第 9 号が適用される金融資産を比較対象期間の末日まで(すなわち、比較対象期間中に認識の中止が行われた金融資産の母集団を企業が識別するまで) 分からないこととなるからである。(BC6 項)
4. 当審議会は、IFRS 第 17 号を発効日に非常に近い時点で修正することは、IFRS 第 17 号の導入のための安定的な基礎を提供するという意図と不整合に見える可能性があることを認識した。しかし、当審議会の考えでは、新たな経過的な救済措置をこの時点で導入することは正当化される。企業が経過措置の相違の重大な影響(特に、会計上のミスマッチの潜在的な大きさ)に気付いたのが、導入の進んだ段階であったからである。さらに、当審議会は、この修正案は導入を混乱させずに適時な方法で最終確定することができる結論を下した。提案している分類上書きが次のようであるからである。
  - (a) 任意の救済措置であり、したがって、企業に変化を強制するものではない。
  - (b) 適用開始時の比較情報の表示のみに関するものであり、したがって、適用開始日後の IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用には影響を与えない。(BC9 項)

以 上

2021年9月XX日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「IFRS 第17号とIFRS 第9号の適用開始—比較情報」に対するコメント

(HP では非公表)

以 上